





長野県文化財保存活用大綱の概要(原案)

序章～第1章 文化財の保存・活用の現状

<p>○過疎化や人口減少、少子高齢化 ○気候変動による大規模災害の発生</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">文化財の次世代への継承の危機</p> <p>(考慮すべき文化財を取り巻く環境)</p> <p>○人々のライフスタイルや価値観の変化 ○感染症の脅威 ○持続可能な開発目標 (SDGs) の推進 ○デジタル化の進展</p>	<p>○平成 31 年 4 月 改正文化財保護法施行</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">都道府県は『文化財保存活用大綱』を策定 市町村は『文化財保存活用地域計画』を策定</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>(大綱及び地域計画策定後に期待されること)</p> <p>○中・長期的な観点による文化財の保存・活用のための取組みの計画的・継続的な実施 ○地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承の取組みの促進</p>	<p>文化財保存活用大綱の位置づけ</p> <p>■本県は、大綱で文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種取組の共通基盤とする。</p> <p>■市町村は、大綱を勘案しつつ、取組目標やその具体的な内容を記載した当該区域の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランを定める。</p> <p>■本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」の文化財分野の個別指針として、本県の文化・観光・教育・防災等の計画と整合を図る。</p>
---	---	--

第2章 文化財の保存・活用に関する基本方針

<p>○各分野の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究分野 ・保存・管理分野 ・活用・担い手分野 ・文化財の種別分野 <p style="text-align: center;"></p> <p>【目指す将来像】</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">文化財とその価値が次世代に継承され、「信州」の一体感と地域の多様性の魅力発信に活かされている</p>	<p>本県の文化財の保存・活用に関する基本方針</p> <p>■調査・研究分野</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財情報の正確な把握と保存 (2) 大学等研究機関が実施する調査へ参加等 (3) 社会情勢や県政上の課題等に関する調査の実施 <p>■保存・管理分野</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財の保存・管理状況の把握と指定の促進 (2) 市町村による各種文化財計画書作成の促進 (3) 県補助金の充実と民間資金の導入 (4) 災害発生に備えた体制づくり <p>■活用・担い手分野</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財を活用したまちづくりの推進 (2) 文化観光の促進 (3) 学校教育及び生涯学習との連携の促進 (4) 文化財の担い手の育成と支え手との関係づくり <p>■文化財の種別分野</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査等委員会による指導・助言の実践 (2) 市町村文化財保護部局との情報共有と連携 (3) 研修制度の充実と専門職員の計画的採用
--	---

第3章 本県が主体となって行う施策及び市町村への支援の方針

県の文化財の保存・活用に関する基本方針

■調査・研究分野

- 未実施の文化財類型に関して分布調査、史料編さん等による調査・研究を進める。
- 県立歴史館の科学分析により資料がもつ新たな価値を発見し、成果を公開する。
- 大学等研究機関による最新の調査技術等を習得・導入し、調査・研究の促進を図る。
- 近代及び現代に関する史・資料の収集及び調査・研究は、実施方針を検討する。

■保存・管理分野

- 県文化財保護指導委員による文化財パトロールの結果を重視し、本県と市町村との連携や、補助事業の優先順位に活かす。
- 国指定候補になりうる県指定文化財及び「指定相当の埋蔵文化財包蔵地」に関しては、定期的なモニタリングを実施し、県文化財保護審議会委員の指導・助言を受ける。
- 県立歴史館の科学分析機器により脆弱資料の状態を把握し、適切な資料保存を行う。
- 国・県指定文化財の保存・修理事業への補助を、緊急性や必要性を鑑み、引き続き行う。
- 「保存活用計画」及び「文化財保存活用地域計画」の策定に関して、市町村の要請に応じて助言や、策定に係る研修を行い、文化財がもつ価値の次世代継承を促進する。
- 災害対応は「長野県文化財防災マニュアル」・「長野県文化財レスキューガイドライン」を指針として対応し、文化財保護行政市町村担当者会議で内容の周知等を行い、運用を図る。

■活用・担い手分野

- 本県関係部局及び市町村と連携し、文化財の積極的な活用を推進する体制を構築する。
- 県内で認定された4つの日本遺産を軸に、引き続き文化観光を推進し、地域の歴史遺産の磨き上げとブランド化を行う。
- 県立歴史館が実施する講演会、学校への出前事業、職員研修制度と、市町村への展示等技術支援を通じて、市町村の実施事業を下支えする。また、同館施設の機能拡充を検討する。
- 文化財に興味・関心があり関与を希望する人々と、文化財が、互いに接触する機会をボランティア等活動により創出し、文化財の担い手・支え手と連携活動を促進する。

■文化財の種別分野

- 文化財の修理及び調査等に関して、専門家による指導・助言が受けられるエキスパートバンク制度を本県が設け、長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会との連携を進める。
- 本県及び他県にて実践される文化財事業事例を収集し、市町村に情報提供する。
- 本県が主催する各種文化財保護の研修制度を充実させる。
- 本県の文化財保護体制の維持・向上のため、専門職員の計画的な採用を実施する。

第4章 防災・災害発生時への対応

- 長野県文化財防災マニュアル
- 長野県文化財レスキューガイドラインによる指針の運用
 - 平常時の備え
 - 被災時の対応（一般災害）
 - 東海地震等の大規模地震発生時への対応

第5章 文化財の保存・活用推進体制

- 本県の文化財行政（本庁）
 - 文化財・生涯学習課
 - 文化政策課
- （現地機関）
 - 県立歴史館（発掘調査機関）
 - 埋蔵文化財センター（附属機関）
 - 文化財保護審議会
- 本県の関係部局及び現地機関
 - 企画振興部、環境部、産業労働部、観光部と各現地機関、教育事務所
- 他の機関・団体等
 - 長野県文化財保護指導委員
 - 長野県文化振興事業団
 - 長野県博物館協議会
 - 長野県史料保存活用連絡協議会
 - 信州資料ネット
 - 長野県建築士会
 - 長野県文化財保護協会